

社会福祉法人荒川区社会福祉協議会役員等費用弁償支給規程

[目 的]

第1条 この規程は、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会定款第25条の規定に基づき、役員及び評議員その他会長が定める部会、委員会等の委員（以下、役員等）の旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

[費用弁償の額]

第2条 役員等が荒川区社会福祉協議会の運営や事業執行上必要があり、下記の会議のほか、近隣地内（特別区の区域内）の会議、研修等に出席又は参加したときは、一日につき2,000円の旅費を費用弁償として支給する。

ただし、荒川区の特別職及び一般職にある者については、この限りではない。

- (1). 理事会・監事会、監査会、その他役員により構成する会議
- (2). 評議員会
- (3). 生活福祉資金調査委員会（委員及び特に出席を求めた民生委員）
- (4). その他、社会福祉協議会の活動の一環として会長が設置する部会、委員会等

[近隣地外旅費]

第3条 役員等が近隣地外の会議、研修等に出席又は活動に参加するために出張したときは、社会福祉法人荒川区社会福祉協議会旅費規程に定める額を支給する。

ただし、その額が2,000円に満たないときは、2,000円とする。

[委任]

第4条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は平成14年3月7日より施行する。

この規程は平成14年6月1日より施行する。

この規程は平成29年1月25日より施行する。